

給与振込者向け定期積金

給振定積

(定額式)

取扱期間

令和8年

4/1

水

令和8年

4/30

木



店頭表示利回りに

- ◆ 期間: 3年以上~5年以内
- ◆ 払込金額: 1回あたり10,000円以上
- ◆ 契約額: 36万円以上

年 **0.200** % 上乘せします
(税引後0.159%)

○給与受取口座からの口座振替限定となります。

○満期日前の解約は解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともにお支払いいたします。

○定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。

○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

○金利情勢により、上乘せ利回りを変更させていただく場合があります。

令和8年4月1日現在



©よりぞう

JA202600047

詳しくは店頭の説明書またはホームページをご覧ください。

JAふじ伊豆

<https://www.ja-fujiizu.or.jp>



< 商品概要説明書 >

1. 商品名	○給与振込者向け定期積金「給振定積」（定額式） ※定額式とは、定期的に一定額を払込する定期積金です。
2. 販売対象	○当JAにて給与をお受け取りいただいている方
3. 期間	○3年以上5年以内で36万円以上の契約額とします。
4. 預入方法 (1) 払込方法	○給与受取口座からの口座振替とします。 ○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1、2、3、6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	○1回あたり10,000円以上
(3) 払込単位	○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利回り	○店頭表示利回りに年0.200%を上乗せし、満期日まで適用します。 ※金利情勢により、上乗せ利回りを変更させていただく場合があります。
(2) 支払頻度	○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
(4) 税金	○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	○金利はホームページに表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。） ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○お取扱期間は、令和8年4月1日～令和8年4月30日となります。

詳しくは窓口までお問い合わせください